

疑義照会の経緯

令和3年3月5日
保健医療福祉課

日付等	内 容
R2.12.15 (県→国) 疑義照会①	「医療機関統合支援給付金」と「病床削減支援給付金」を同時申請できる理由及び「同一法人間」の移床が「病床削減支援給付金」として認められる理由について照会。
R3.2.3 (国→県) 見解①	制度として認められているとの回答。
R3.2.9	鹿児島保健医療圏地域医療構想調整会議開催
R3.2.10 (県→国) 疑義照会②	「医療機関統合支援給付金」と「病床削減支援給付金」を同時申請できる理由及び「同一法人間」の移床が「病床削減支援給付金」として認められる理由について再度照会。
R3.2.15 (国→県) 見解②	病院が統合する際に課題となる事項と病床を削減する際に課題となる事項がそれぞれあるため、「医療機関統合支援給付金」と「病床削減支援給付金」は同時申請が可能との回答。
R3.2.15	鹿児島県医療審議会開催
R3.2.16 (県→国) 疑義照会③	「同一法人間」の移床が「病床削減支援給付金」として認められる理由及びその移床について、「医療機関統合支援給付金」と「病床削減支援給付金」を同時申請できる理由について、改めて照会。
R3.2.18 (国→県) 見解③	別添「病床機能再編支援補助金に係る国の見解について」のとおり

病床機能再編支援補助金に係る国の見解について

令和3年3月5日
保健医療福祉課

No.	疑義事項	国の見解
1	医療機関統合支援給付金において支給対象となっている病床について、病床削減支援給付金においても重ねて支援金支給の対象となる理由について御教示いただきたい。	<p>病院が統合する際に課題となる事項（廃止となる病院の債務等）と病床を削減する際に課題となる事項（削減病床で勤務していた職員の雇用問題等）がそれぞれあり、そうした課題に対応するための支援として本支援事業を創設したものであり、QA[※]記載のとおり統合関係病院に該当した病院に対しても病床削減支援の対象としたもの。</p>
<p>※ Q 病床削減支援給付金と医療機関統合支援給付金の両方を申請することは可能でしょうか。 A 医療機関統合支援給付金の申請は、病床削減支援給付金の対象となった病院等が関係病院に含まれていた場合でも、当該病院等を算定の対象とする事が可能です。</p>		

No.	疑義事項	国の見解
2	<p>3病院統合の計画の中で、同一法人の病院間で移床される病床（当該医療圏において過剰な病床機能）については、統合後においても実際には削減されない病床であるが、この同一法人間の移転病床についても病床削減支援給付金の対象となる理由を御教示いただきたい。</p>	<p><u>2以上の医療機関で病床融通が行われた場合、一連の取組としてQA23※の「複数の病院等の機能分化・連携の取組により病院等が病床削減する場合」に該当するかは、各融通が実施されるタイミングに関わらず、地域の実情等も踏まえながら、地域医療構想調整会議の協議を経て判断されるもの。</u></p> <p>2つのタイミングで行われる再編を一連の取組として判断するか、個々の取組として判断するかで支給申請方法が異なると考える。</p> <p>同一法人間の移床が統合の一連の取組として認められないと判断された場合には、医療機関統合支援給付金の申請は残る2病院間の統合計画に修正する必要がある。</p> <p><u>一連の取組として「複数の病院等の機能分化・連携の取組により病院等が病床削減する場合」に該当しないと判断された場合については、地域医療調整会議の議論の内容および医療審議会の意見を踏まえて、都道府県が必要と認めたものに限り支給の対象とすることが可能。</u></p>

※ Q23 本事業における病床削減の定義を教えてください。

A23 病院等が療養病床又は一般病床の許可病床を減床することをいいます。ただし、給付金の支給対象となるには、病院等の平成30年度病床機能報告における稼働病床数の10%以上にあたる許可病床数を減床していることが前提となります。

なお、地域医療連携推進法人による病床融通や医療法第30条の4第10項に基づく複数の公的医療機関等を含めた再編統合の特例等、複数の病院等の機能分化・連携の取組により病院等が病床削減する場合は、当該病院等の平成30年度病床機能報告における稼働病床数の10%以上にあたる病床数分が関係病院等全体の療養病床及び一般病床の許可病床数から、削減されている必要があります。

国の見解に基づく協議の流れ

令和3年3月5日
保健医療福祉課

協議対象 ③いづろ今村病院（病床削減支援給付金）

※ { ④下稲葉病院（病床削減支援給付金）
⑤今村総合病院・いづろ今村病院・下稲葉病院（医療機関統合支援給付金）

※⑤は④を前提とした統合計画であり、④、⑤は一連の取組であることから、④を認めて⑤は認めない、又は、④を認めず⑤を認めるという申請は、当該補助金の制度上、不可との国見解あり。

